

## 八王子市三種混合ワクチン特別接種実施要綱

令和6年（2024年）4月1日施行

### （目的）

第1条 この事業は百日咳のさらなる予防のために、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による定期の予防接種（以下、「定期予防接種」という。）として実施している混合ワクチン接種に加えて百日せきワクチンを含む混合ワクチンの接種を実施することで百日咳の感染・発症のリスクを軽減させ、公衆衛生の向上及び保護者の負担軽減に寄与することを目的とする。

### （対象者）

第2条 この要綱で定める対象者は、接種日当日に八王子市に住民登録があり、次の各号に定める者とする。

- （1） 接種日当日に11歳以上13歳未満（11歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日まで）の者
- （2） 予防接種実施規則第11条の規定に基づく接種を完了していない者

### （予防接種実施方法）

第3条 予防接種は、一般社団法人八王子市医師会及び市長が指定した医療機関（以下、「指定医療機関等」という。）への業務委託により行うものとし、指定医療機関等において実施する。

### （接種の方法）

第4条 第2条の予防接種は、予防接種実施規則第11条の規定に基づく沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドに替えて沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。

### （申込方法）

第5条 申し込みは不要とし、第3条で定める指定医療機関等に保護者等が直接予約を行い、母子健康手帳および健康保険証等を持参することで接種を受けることができるものとする。

### （接種費用）

第6条 接種に係る費用は無料とする。

(健康被害救済)

第7条 この予防接種により、重篤な健康被害が発生し認定された場合の健康被害救済措置は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年（2002年）法律第192号）の規定に基づく健康被害に対する給付とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。